改元に伴う手形・小切手の取り扱いについて

日本海信用金庫

【改元後における「平成」表記の手形・小切手用紙のご利用について】

- 「平成」表記の手形・小切手用紙は改元後（５月１日以降）もご利用いただけます。
- 「平成」表記の手形・小切手用紙を改元後も使用する際には、「平成」の文字を新元号「令和」に訂正いただいても差し支えございません。
  訂正に際しては、「平成」に二重線を引き「令和」とご記入ください。この場合、訂正印は不要です。
- 新元号表記への訂正や訂正印がない場合でも、金融機関はこれを新元号「令和」によるものと読み替えて取り扱うため、不渡となることはありません。
  ※「平成」表記の場合、「令和」に読み替えてお取り扱いいたします。
  例：平成 31 年５月 31 日　→　令和１（元）年５月 31 日

【改元前に改元日以降の支払期日を記入する際の留意点】

- 改元前に手形を振り出す際の支払期日の記載は、支払期日が改元日以降であっても「平成」表記で記載することで問題ありません。また、新元号「令和」に訂正いただいても問題ございません。訂正に際しては、「平成」に二重線を引き「令和」とご記入ください。この場合、訂正印は不要です。

【新元号が印字された手形・小切手を改元前に振り出す場合の取扱い】

- 当金庫では、４月 15 日以降に発行する手形・小切手については、新元号「令和」が印字された用紙となります。この用紙を使用して改元前に振り出す場合には、新元号「令和」を旧元号「平成」に訂正されても訂正印は不要です。

【元年表示について】

- 手形･小切手の新元号の表示方法は、「令和　元年×月×日」、「令和　１年×月×日」のどちらでも差し支えありません。